

ID: 60

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の建築面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第53条第6項第3号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (建蔽率) 第53条 6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) 防火地域(第1項第2号から第4号までの規定により建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る。)内にある耐火建築物等 (2) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの (3) 公園、広場、道路、川その他これらに類するものの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日